

令和5年11月15日

地震保険料控除共済掛金証明書の「控除対象外共済掛金」表記誤りについて

このたび、当組合システムの運用ミスにより、建物総合共済の一部のご契約者様の地震保険料控除共済掛金証明書に、地震保険料控除の対象にならない建物の控除対象共済掛金が表記される誤りがございました。

ご契約者様及び関係者様に、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 表記誤りがあった対象建物

① 神社、仏閣、寺院

② 貸家、店舗、事務所、農作業場、畜舎、事業専用の倉庫、

③ 併用住宅の住宅部分以外

④ 住宅の共済契約と一体でない車庫、物置、納屋、倉庫

※地震保険料控除が適用される建物は、すべて加入者（家族含む）が所有し、かつ居住用家屋とその生活用動産であることが条件です。

2 ご契約者様への対応

本件についての対応としましては、令和5年9月責任開始のご契約に係る地震保険料控除証明書より順次、正しい控除対象共済掛金を記載した証明書を発送させていただき、該当のご契約者様には、お詫びとご説明させていただきます。

3 再発防止への取り組み

今後、このような事態を再び起こさぬよう万全の対応に努めるとともに、システムの運用にあたっては検証を強化し、再発防止に努めてまいります。

なお、本件について、ご不明な点等あれば、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

愛知県農業共済組合

尾張支所	稲沢市奥田井之下町3番地	0587-58-5800
半田出張所	半田市東洋町3丁目60番	0569-25-4451
西三河支所	安城市上条町経根19番地1	0566-77-3220
東三河支所	田原市神戸町大坪9	0531-24-1789
豊川出張所	豊川市馬場町宮脇165	0533-84-7300